



温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績)

1. 申請者
住所 高知県香美市土佐山田町宮ノ口364
氏名 夢の温泉 石川 統一
2. 源泉名及び湧出地
源泉名 夢の温泉
湧出地 高知県香美市土佐山田町宮ノ口364
3. 湧出地における調査及び試験成績
(イ) 調査及び試験者 社団法人 高知県食品衛生協会 食品検査センター 川村 智士
(ロ) 調査及び試験年月日 平成21年4月8日
(ハ) 泉温 18.0 °C (調査時における気温 19.2°C)
(ニ) 湧出量 41 L/min (掘削、動力揚湯)
(ホ) 知覚的試験 無色澄明、微硫化水素臭、無味
(ヘ) pH値 7.5
4. 試験室における試験成績
(イ) 試験者 社団法人 高知県食品衛生協会 食品検査センター 浅野 善啓
(ロ) 分析終了年月日 平成21年5月8日
(ハ) 知覚的試験 無色澄明、微硫化水素臭、無味
(ニ) 密度 0.9984 (20°C)
(ホ) pH値 7.5
(ヘ) 蒸発残留物 0.264 g/kg (110 °C)
5. 試料1kg中の成分、分量及び組成

(イ) 陽イオン

成分	ミクログラム mg	ミリバル mval	ミリバル % m val %
ナトリウムイオン Na ⁺	17.1	0.74	17.83
カリウムイオン K ⁺	0.8	0.02	0.48
マグネシウムイオン Mg ²⁺	4.1	0.34	8.19
カルシウムイオン Ca ²⁺	61.0	3.04	73.25
ストロンチウムイオン Sr ²⁺	0.4	0.01	0.24
バリウムイオン Ba ²⁺	0.1	0.00	0.00
マンガンイオン Mn ²⁺	0.1	0.00	0.00
陽イオン 計	83.6	4.15	99.99

(ロ) 陰イオン

成分	ミクログラム mg	ミリバル mval	ミリバル % m val %
塩化物イオン Cl ⁻	19.5	0.55	12.82
臭化物イオン Br ⁻	0.1	0.00	0.00
硫化水素イオン HS ⁻	1.1	0.03	0.70
チオ硫酸イオン S ₂ O ₃ ²⁻	1.0	0.02	0.47
硫酸イオン SO ₄ ²⁻	43.7	0.91	21.21
炭酸水素イオン HCO ₃ ⁻	169	2.77	64.57
炭酸イオン CO ₃ ²⁻	0.4	0.01	0.23
陰イオン 計	234.8	4.29	100.00

(ハ) 遊離成分

非解離成分

成分	ミクログラム mg	ミリモル m mol
メタケイ酸 H ₂ SiO ₃	17.9	0.23
メタホウ酸 HBO ₂	2.2	0.05
非解離成分 計	20.1	0.28

溶存ガス成分

成分	ミクログラム mg	ミリモル m mol
遊離硫化水素 H ₂ S	0.4	0.01
遊離二酸化炭素 CO ₂	15.1	0.34
溶存ガス成分 計	15.5	0.35

(ニ) その他微量成分

リチウムイオン Li ⁺	0.05 mg/kg未満
アルミニウムイオン Al ³⁺	0.02 mg/kg未満
鉄(II)イオン Fe ²⁺	0.03 mg/kg未満
銅イオン Cu ²⁺	0.01 mg/kg未満
亜鉛イオン Zn ²⁺	0.005 mg/kg未満
カドミウムイオン Cd ²⁺	0.001 mg/kg未満
鉛イオン Pb ²⁺	0.001 mg/kg未満
総クロム Cr	0.005 mg/kg未満
総ヒ素 As	0.001 mg/kg未満
総水銀 Hg	0.00005 mg/kg未満

溶存物質(ガス性のものを除く) 0.339 g/kg

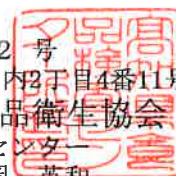
成分総計 0.354 g/kg

6. 泉質 単純硫黄冷鉱泉
(低張性弱アルカリ性冷鉱泉)

7. 禁忌症、適応症等 「温泉分析書別表」中5に記載する。

平成21年5月12日

登録番号 高知第2号
〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目4番11号
社団法人 高知県食品衛生協会
食品検査センター
所長 上岡 英和





温泉分析書別表

1. 源泉名 夢の温泉
2. 源泉所在地 高知県香美市土佐山田町宮ノ口364
3. 温泉分析申請者 夢の温泉 石川 統一
4. 泉質 単純硫黄冷鉱泉
(低張性弱アルカリ性冷鉱泉)
5. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

浴用の禁忌症

一般的禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)

泉質別禁忌症

皮膚、粘膜の過敏な人 特に光線過敏症の人

浴用の適応症

一般的適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症

慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病

浴用上の一般的注意事項

- ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ウ 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわりの湯反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
- (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起しやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - イ、高度の動脈硬化症
 - ロ、高血圧症
 - ハ、心臓病
 - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。